

(様式2)

西予市地域医療連携ネットワークシステム「せい坊ネット」利用マニュアル【医療機関用】

1 はじめに

せい坊ネットは、地域の医療機関が、患者の同意のもと、各医療機関のインターネットができるパソコン等を利用して、西予市民病院及び野村診療所(以下「市立病院等」という。)の電子カルテ情報を閲覧していただくシステムです。このシステムを利用していただくことにより、連携する地域の医療機関との間でより迅速に診療情報の共有を図るものです。

せい坊ネットの利用を希望する利用者は、以下マニュアルに則ってご利用ください。

2 せい坊ネットを利用できる医師

せい坊ネットは、利用医申請等、必要な手続きを行った医師(以下「利用医」という。)が利用できます。

退職や診療所の閉鎖などの理由により、利用医の資格を喪失した場合及び利用医本人等による利用停止の希望があった場合は、利用医登録削除・利用停止申請書(様式9)により申請してください。せい坊ネットの利用資格が停止されます。

運用規程に違反する行為を行った場合は、せい坊ネットの管理者であるせい坊ネット管理委員長(以下「管理委員長」という。)によりシステム利用資格が停止されることがあります。

3 ご準備いただく利用環境に関して

1) せい坊ネットを利用するために、利用医は以下の環境を整備してください。

- (1) 利用端末：インターネットに接続できるパソコン又はタブレット端末
- (2) Web閲覧ソフト：Internet Explorer(推奨)などのインターネットブラウザ
- (3) セキュリティ対策：ウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルス定義ファイルが最新のファイルに更新されていること、OSソフトのアップデートなど常にセキュリティ対策環境が最新の状態になっていることが前提です。
- (4) ファイル交換ソフトのダウンロード及び使用は厳禁です。
- (5) ファイル交換ソフトは、ネットワークで接続していないパソコンを含め、本人、家族及び従業員は使用できません。

2) これらの利用環境についての質問及び確認は西予市医療介護推進室(以下「医療介護推進室」という。)までお問い合わせください。

4 せい坊ネットの利用申請について

- 1) 利用を希望する医師は、必要事項を記載した利用医登録申請書／端末接続申請書(様式3)及び誓約書(様式4)を医療介護推進室へFAXし、後日原本を提出してください。
- 2) 医療介護推進室は、利用医登録申請書／端末接続申請書及び利用医誓約書を受領及び確認次第、すみやかに利用医登録を行うとともに、ID、パスワードを付与します。
- 3) 医療介護推進室は、当該利用医の予定する接続端末の環境等を把握した上で、利用医が勤務する医療

機関を訪問し、利用医が実際に操作する端末に接続作業を行います。また、訪問の際、利用医IDとパスワードを直接お伝えします。

- 4) パスワードは英数字を組み合わせた8文字以上のものとします。2ヶ月に一度、必ず変更してください。
- 5) せい坊ネットの具体的な操作方法については、職員が訪問時、直接説明を行います。せい坊ネットのTOP画面から操作マニュアルがダウンロードでき、随時参照することも可能です。

5 せい坊ネットへの患者登録

せい坊ネットへの患者登録手順は以下のとおりです。

- 1) せい坊ネット同意説明書（様式5）を用いて、せい坊ネットについて、患者又はその親族等（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族並びに後見人に限る。以下同じ。）に十分な説明を行ってください。
- 2) 説明後、せい坊ネットへの登録について同意の意思表示が得られた場合は、同意書（様式6）に署名をもらってください。
- 3) 同意書の取得の際に、同意撤回書（様式7）もあわせて記入し、同意書はコピーを、同意撤回書は原本を患者へお渡しください。
- 4) 同意書の記入は患者本人の署名を原則としますが、病状等により本人による同意書の取得が困難な場合に限り、代理権限を有する親族等の代理人による代理取得も可能です。代理人が署名をした場合には代理人氏名と、続柄を必ずご記入ください。
- 5) 当該患者が市立病院に受診を予定している場合は、患者又はその親族等に通常の診療情報提供書とともに、記載済の同意書原本をお渡しいただき、来院時に総合受付に提出していただくようお願いください。
- 6) 当該患者が紹介なく利用医を受診した場合は、患者が署名した同意書を当該患者の受診歴がある市立病院の地域連携室にFAXして仮手続きを行い、FAXを送信した市立病院の地域連携室へ同意書の原本を提出してください。なお、市立病院等のどちらにも受診歴がある場合は、任意の市立病院等で手続きを行ってください。
- 7) 提出いただいた同意書による意思表示は両市立病院等に対してなされたものとみなし、電子カルテの情報を公開します。
- 8) 地域連携室職員は、同意書を確認後、すみやかに当該患者に対するせい坊ネットの利用開始設定を行います。設定完了後、せい坊ネット設定完了のお知らせは利用医宛てにFAXしますので、利用医はこのお知らせを受信した時点で、当該患者に対するサービスが利用可能となります。また、サービスの期間中であっても、当該患者又はその親族等からせい坊ネットの利用停止の申し出があった場合は、すみやかにその手続きを行いますので、同意書の取得の際に患者に手渡した、同意撤回書を患者から徴収し、地域連携室へ原本を提出してください。

6 閲覧可能な範囲とその期間

せい坊ネットでの閲覧範囲と、その期間は以下のとおりとします。

- 1) 対象患者
 - (1) 利用医から市立病院等への紹介患者
 - (2) 市立病院等から利用医への逆紹介患者
 - (3) 紹介又は逆紹介なしで利用医を受診し、市立病院等にも受診歴のある患者
- 2) 閲覧可能な範囲
原則的に市立病院の電子カルテに保存されている、当該患者の市立病院等が開示するカルテ情報が対象になります。
- 3) 閲覧可能な期間
閲覧可能な期間は、原則、公開日から2年前まで遡って公開し、公開期間は原則、当該公開日から1年間とします。特段の申し出がない限り、最終閲覧日から1年間、自動的に延長されます。

7 利用医申請の削除について

利用医が退職、廃業又は死亡などの理由により、利用医の資格を喪失した場合又は利用医本人による利用停止の希望がある場合は必ず登録の削除手続きを行って下さい。手順は以下の通りです。

- 1) 利用医登録削除・利用停止申請書（様式9）を地域連携室へ提出してください。
- 2) 地域連携室は、利用医登録削除・利用停止申請書を受領及び確認後、利用医の登録削除を行います。
- 3) 利用医の削除手続きを行った医師が、他医療機関等にて再度せい坊ネットを利用したい場合は、新たに利用医申請の手続きを行ってください。

※利用医が他医療機関等に転勤になった場合は、必ず利用医削除申請を行ってください。

8 登録患者情報の削除

せい坊ネットで公開された登録患者情報は最終閲覧日より1年が経過すると自動的に削除されます。それ以外にも、以下の場合に登録患者情報の削除を行います。

1) 患者より同意撤回書が提出された場合

2) 利用医より登録患者削除申請書(様式8)が提出された場合

* 閲覧の必要がなくなった患者について、公開の削除を希望する場合は登録患者削除申請書を地域連携室へ提出してください。

* 提出いただいた同意撤回書による意思表示は両市立病院に対してなされたものといたします。

9 システム障害時及びメンテナンス時の対応について

システム障害及びメンテナンス等に伴うシステム使用停止などの情報は、せい坊ネットのTOP画面で通知を行います。利用医の使用端末で障害が発生した場合は、医療介護推進室まで連絡してください。

連絡窓口：西予市健康づくり推進課医療介護推進室(受付時間/平日8時30分～17時)

電話 0894-62-6424

* 上記受付時間以外は翌日又は休み明けの対応となりますので、ご了承ください。

* 全ての申請書類等は市立病院ホームページからダウンロードできます。

* 申請書類等の提出先は別表1を参照ください。

別表1. 申請書類の提出先

提出先	様式名称	*提出方法
・西予市健康づくり推進課 医療介護推進室	(様式3) 利用医登録申請書/端末接続申請書 (様式4) 誓約書 (様式9) 利用医登録削除/利用停止申請書	・FAX 後に郵送 ・郵送
・西予市民病院地域連携室	(様式6) 同意書 (様式7) 同意撤回書 (様式8) 登録患者削除申請書	・FAX 後に郵送 ・郵送 ・患者、家族が持参

* 提出方法はいずれかの方法を選択してください。